実習巡回指導　手土産領収書貼付用紙

巡回担当者氏名

電子的な取引ではなく、紙で領収書等を受け取った場合は、以下に貼付、返信用封筒にてご提出ください。電子データの詳細は、下段の説明をご確認ください。

■　領収書に巡回日と施設名をご記入のうえ、貼付してください。

|  |
| --- |
|  |

※令和６年１月１日より電子帳簿保存法が改正され、電子的な取引により受け取った請求書や領収書等について、電子データでの受取保存の対応が必要となりました。電子データでのご提出が必要となる交通費・宿泊費に関する「電子的な取引」の具体例は次のとおりです。

〇クレジットや交通系ＩＣカード、インターネットバンキング、スマートフォンアプリによる決済など電子取引データとして取得可能な利用明細書等